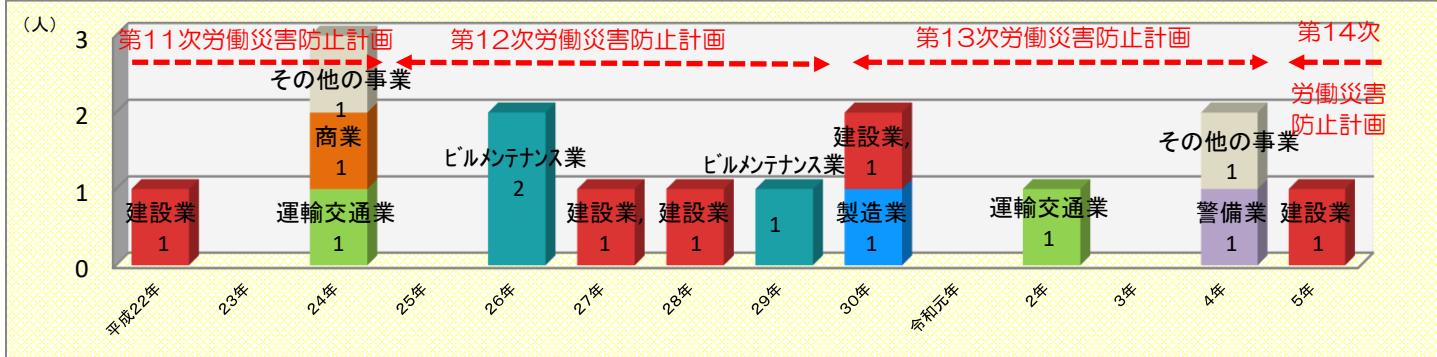


労働災害の発生状況

～死亡災害の撲滅、業種の災害特性に応じた対策の強化

王子労働基準監督署

死亡災害の発生状況



過去3年間の死亡災害の詳細

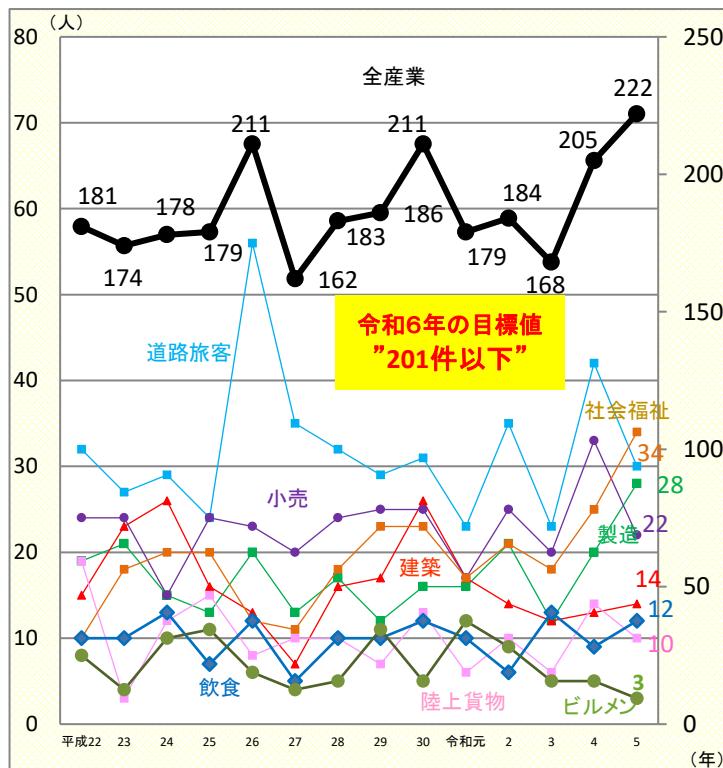
発生月	業種	職種	事故の型	発生状況
		年齢		
		経験		
R5.2	建設業	解体工	飛来・落下	解体工事現場において、エレベーターのワイヤロープが切断し、昇降路にいた被災者は、落下してきたカウンターウエイト(おもり)に接触し死亡したもの。
		50歳代		
		5年以上10年未満	エレベーター	
R4.12	その他の事業	管理者	交通事故(道路)	宿泊先に車で移動中、高速道路の橋梁終了部で、運転中の車がスリップしたことにより対向車線にはみ出し、助手席側が対向車と正面衝突し、助手席に同乗していた被災者が死亡したもの。
		50歳代		
		20年以上30年未満	乗用車	
R4.7	警備業	警備員	※高温物との接触	施設の鍵閉め巡回業務中(夜勤)、熱中症を発症し死亡したもの。翌朝出勤してきた職員が事務室出入口で倒れている被災者を発見した。
		70歳代		
		10年以上20年未満	高温環境	

※ 正式な分類名称は「高温・低温の物との接触」

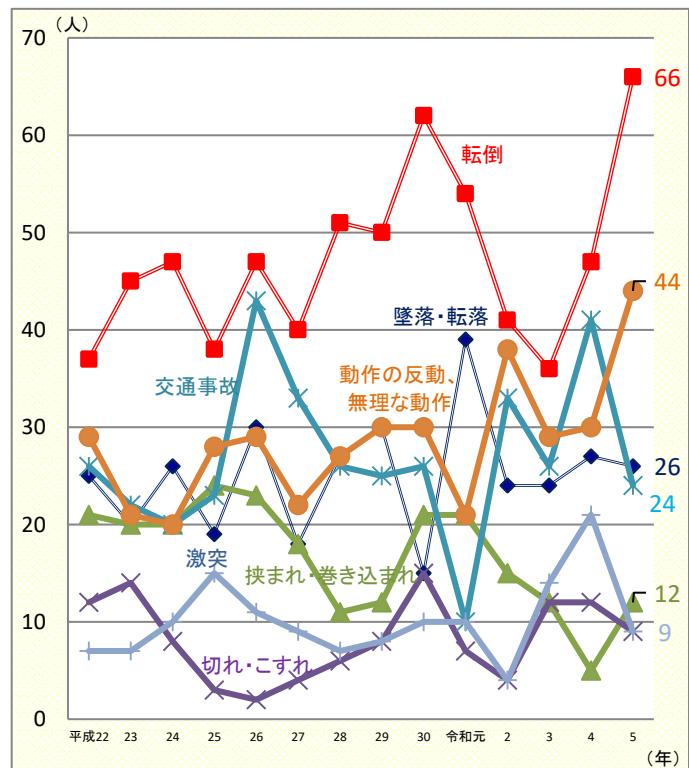
死傷（休業4日以上）災害の推移

コロナリモート除く

＜管内で災害が多い業種の災害推移＞



＜事故の型別の発生推移＞



R6年度 王子監督署 重点対策

全業種

転倒災害防止

転倒災害防止に関する意識啓発を図り、転倒災害防止に必要な対策の実施により、職場の安全意識を高め、安心して働く職場環境を実現することを目的とする取組

◇“滑り”“つまづき”“踏み外し”的危険箇所をなくすこと！



巡回や聞き取り等で危険箇所を特定

職場改善

◇転倒防止の重要性を教育

視聴覚教材等の活用



<職場の安全サイト特設サイト>

セミナー等のご案内 資料・教材



職場の安全サイト

検索

製造業

機械災害防止、転倒災害防止の強化

機械の安全対策

◇作業の前に検討！※リスクアセスメントの実施

・本質的な安全対策（機械稼働部への覆い等）

・非定常作業のマニュアル作成

（異物除去等のトラブル、修理、清掃時等）

⇒特に「機械の停止」

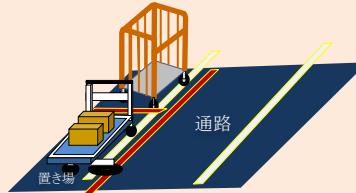
労働者に教育を！



転倒災害防止対策

安全通路の確保（通路置き場区画と表示）

教育で意識啓発



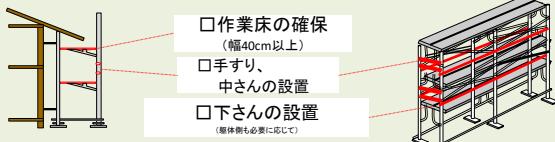
建設業

墜落・熱中症・火災対策の強化（死亡災害撲滅）

墜落・転落災害の防止について

足場、はしご・脚立等からの対策の強化

①本足場の設置、手すり等の墜落防止措置の徹底、点検の実施

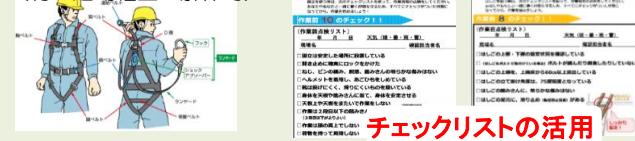


□作業床の確保 (幅40cm以上)

□手すり、 中さんの設置

□下さんの設置 (脛側も必要に応じて)

②墜落制止用器具の使用徹底 (特に足場組立・解体時)



チェックリストの活用

足場からの墜落防止措置が強化されました

①一側足場の使用範囲の明確化 R6.4施行

幅が1m以上の箇所において足場を使用するときは、原則として本足場を使用することが必要になりました。（安衛則第561条の2）

②足場の点検時には点検者の指名が必要 R5.10施行

事業者及び注文者が足場の点検を行う際は、あらかじめ点検者を指名することが必要になりました。（安衛則第567条、第568条、第655条）

③足場の組立て後等の点検者の氏名の記録と保存が必要 R5.10施行

足場の組立て、一部解体、変更等の後の点検後に点検者の氏名を記録・保存することが必要になりました。（安衛則第567条、第655条）

令和6年度 STOP! 熱中症

作業場のWBGT値の把握

数値に基づく対策の推進
朝礼会場だけでなく、
作業場で測定

水分・塩分の摂取
のどが渇く前に

異常時の措置
変異を感じたら
すぐ病院か救急車
一人きりにしない

火災による災害防止

断熱材や可燃性資材の使用を確認し、火気管理を含む作業計画の作成、作業間の連絡調整、表示、防火対策の徹底

施工場所への周知



火気作業を含めた作業計画、RAの実施

交通事故防止（特にハイヤー・タクシー業）

ハイヤー・タクシー業における労働災害防止運動展開中！

交通労働災害防止、転倒災害防止の強化

労働災害防止運動における

事業者の実施事項

○年間目標の作成とトップの取組宣言

○年間管理計画の作成

○ヘッドレストの適正使用

○早めの合図、急操作の禁止、後方確認

○転倒災害の防止

○高齢労働者の安全と健康に配慮した取組の推進

○「私の安全宣言」等、労働者全員参加の安全衛生活動



行動災害防止（特に小売、介護事業場）

転倒、腰痛等の労働者の作業行動を起因とする労働災害の防止

企業の自主的な安全衛生管理の推進、国民の安全意識の向上を

教育、災害防止の資料

「10月10日」は転倒予防の日

腰痛予防の参考図書 (介護・看護職場向け)



從業員が安全・安心して働くために



転倒予防の日

検索

職場の腰痛予防

検索

スポーツ庁 × 厚生労働省

室伏長官が

職場での転倒予防、腰痛予防に向けて

スポーリの習慣化を呼びかけ



石綿ばく露防止対策の推進

石綿則の事項について不適切事例が散見されたことから、作業開始前の石綿等の使用の有無の調査や、労働基準監督署への届出等にかかる大幅に改正

石綿対策の規制が強化

- ・工事開始前の事前調査
- ・工事開始前の届出（R4.4～）
- ・石綿の吹付・含有保温材等の除去工事の規制
- ・石綿含有仕上塗材・成形板等の除去工事の規制
- ・写真等により作業の実施状況の記録
- ・調査者は講習の修了者（R5.10～）



詳しく

石綿総合情報ポータルサイト

検索



トラックでの荷役作業の安全対策の強化 R5.10施行 (特別教育はR6.2施行)

労働安全衛生規則が改正され、「昇降設備の設置」「保護帽の着用」「テールゲートリフターの操作に係る特別教育」が義務付けられました。

昇降設備

(安衛則第151条の67)

荷を積み卸す作業を行うときに、昇降設備の設置義務の対象となる貨物自動車について、**最大積載量が5t以上**のものに加え、**2t以上5t未満**のものが追加されました。

保護帽

(安衛則第151条の74)

荷を積み卸す作業を行うときに、労働者が保護帽を着用させる義務の対象となる貨物自動車について、**最大積載量が5t以上**のものに加え、**2t以上5t未満**であって以下のものが追加されました。

・荷台の側面が構造上開放されているもの又は開閉できるもの。
・テールゲートリフターが設置されているもの。

特別教育

テールゲートリフターの操作者に対し、学科教育4時間、実技教育2時間の特別教育が必要になりました。

特別教育を行ったときは、事業者において、受講者・科目等の記録を作成し、3年間保存する必要があります。



運転位置から離れる場合の措置

運転席から離れてテールゲートリフターを操作する場合において、原動機の停止義務が除外されます。なお、ブレーキを確実にかけるなどの逸走防止措置は引き続き必要です。

新たな化学物質管理について R4.5～R6.4 施行

化学物質の管理について、管理体系の見直し、実施体制の確立、情報伝達の強化など施行令や規則の改正を行ってきました。

令和6年4月までに施行された主な内容

- ・名称等を表示・通知をしなければならない化学物質の追加
- ・リスクアセスメント等に基づく健康診断の実施・記録作成等
- ・化学物質管理者・保護具着用責任者の選任義務化
- ・雇入れ時等教育の拡充

<関連パンフレット>



化学物質管理 改正

検索

高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン

高齢労働者が安心して安全に働く職場環境づくりや労働災害の予防的観点からの高齢労働者の健康づくりを推進

働く高齢者の労働災害増加！
60歳以上の労働災害1/4以上！
災害発生率が高齢層で高い！

高齢者の就業状況や業務内容に応じて

<関連パンフレット>



ポイント① 『トップの方針表明』と『担当者や組織』の指定

ポイント② 『職場環境の改善』

ポイント③ 『体力や健康状況』の把握と対応

ポイント④ 『安全衛生教育』

*エイジフレンドリー助成金制度のご活用を

高齢労働者 ガイドライン

検索

王子労働基準監督署キャラクター

Mr.王子(プリンス)



令和6年度 STOP!熱中症 クールワークキャンペーン 令和6年5月1日～9月30日の期間 (4月準備、7月重点期間)

毎年約20人が亡くなり、約800人が休業4日以上被災
職場における熱中症予防対策の徹底

現場の状況に合わせて、早い時期からの対策を

- WBGT値の把握と下げる対策
- 休憩場所、通気性のいい服装
- 作業時間の短縮、熱への順化
- 水分、塩分摂取
- 健診、日常の健康管理
- 巡回等で上記確認
- 異常時の措置（ためらわず病院へ）

<熱中症ポータルサイト>

熱中症の発生の仕組・症状
教育資料・eラーニング動画
対策事例・WEB講習会の案内…など
是非活用を！



熱中症 ポータルサイト

検索

事業場における労働者の健康保持増進のための指針

事業場における健康保持増進対策をより推進するため指針の改正 (R2.3)、事業者と医療保険者と連携した健康保持増進の推進を図るために更なる改正 (R3.2)

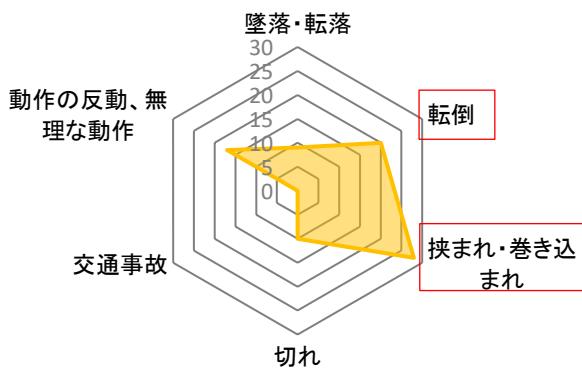
労働者の健康状況に応じて、<関連パンフレット> 健康保持増進対策を実施

- ・コラボヘルスの実施
- ・健康診断の結果を保険者に提供

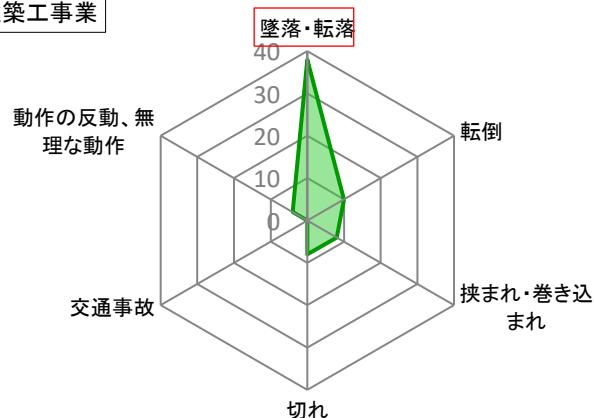


業種の災害特性に応じた対策を進めよう

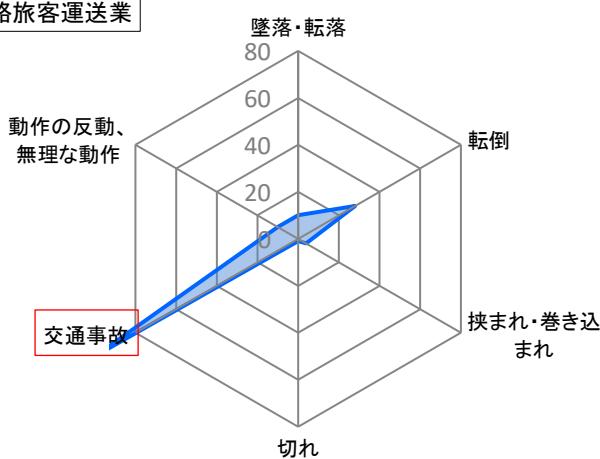
製造業



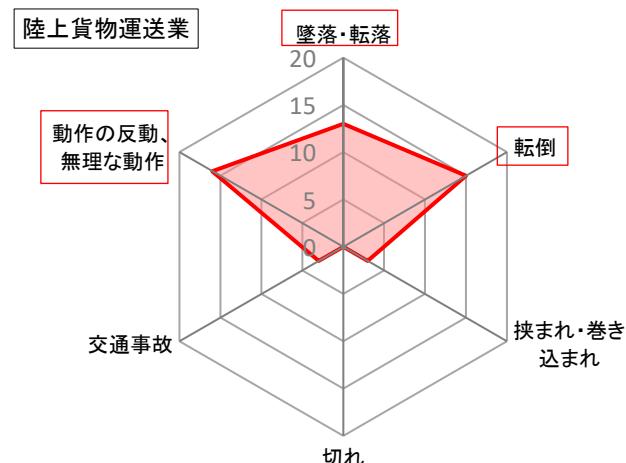
建築工事業



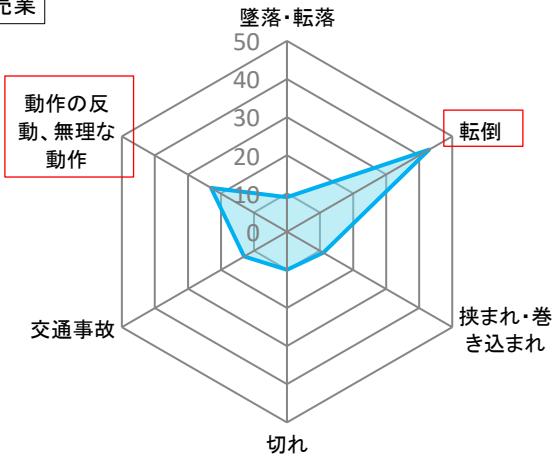
道路旅客運送業



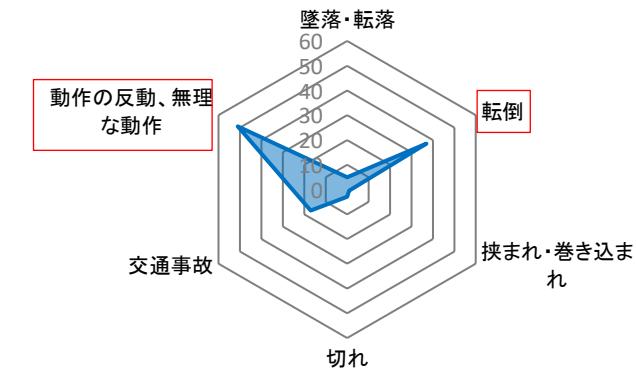
陸上貨物運送業



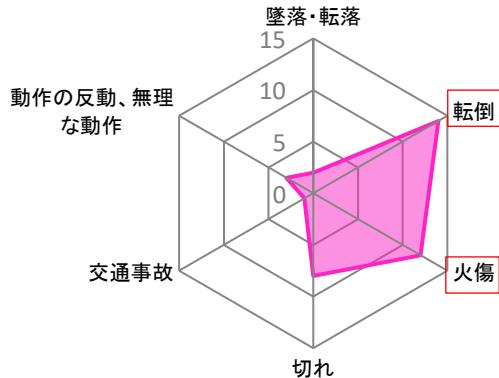
小売業



社会福祉施設



飲食店



ビルメンテナンス業

